令 和 ９ 年 度 税 制 改 正 見 直 し 事 項 （ 廃 止 ・ 縮 減 ）

（経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課）

<table>
<tr><td>項　目　名</td><td>認定特別事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減の見直し</td></tr>
<tr><td>税目（条文番号）</td><td>登録免許税<br>　租税特別措置法第 80 条第 2 項</td></tr>
<tr><td>見<br>直<br>し<br>の<br>内<br>容</td><td>産業競争力強化法に基づく特別事業再編に係る登録免許税の特例措置について、令和 9 年 3 月 31 日をもって廃止する。<br><br>平年度の増収見込額　－　百万円<br>（制度自体の減収額）（　－　百万円）<br>（改 正 増 減 収 額）（　－　百万円）</td></tr>
<tr><td>廃<br>止<br>又<br>は<br>縮<br>減<br>の<br>理<br>由</td><td>　制度対象となる登録免許税が生じる再編手法（合併、事業譲渡、会社分割）はグループ内の再編手段として採用されるケースが多い。<br>　一方で特別事業再編計画はグループ内の資産移動を制度対象外としていることから、事業者による活用局面が限定されており、本制度では現状においても申請・認定実績がない状況にある。<br>　以上のことから、特別事業再編計画の性質上今後の活用も見込めないため、制度の終了が相当と考えている。</td></tr>
</table>

要望内容と自己点検の関係

措置名：認定特別事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減

〇本措置については、適用実績がなく政策効果を検証できない状況にある。
〇その背景として、対象となる登録免許税を伴う再編手法（合併、事業譲渡、会社分割）が実務上グループ内再編において採用されるケースが大半である一方、本制度はグループ内の資産移動を対象外としているため、活用局面が極めて限定的であると考えられる。
〇以上の点検結果を踏まえ、本制度は制度設計の前提と実務上のニーズが乖離しており、今後も活用が見込めないことから、本措置を廃止することが相当であると判断し、要望内容に反映した。